

令和 7 年 八潮市農業委員会 3 月総会 議事録

1 開催日 令和 7 年 3 月 2 5 日 (火)

2 開催時間 午後 2 時 0 0 分から

3 会 場 市役所会議室 3 - 4

4 出席委員 1 5 名

会長 1 番 小早川喜一

会長職務代理者 2 番 鈴木 新一

委員 3 番 大塚 一宏

1 0 番 松田 淳一

4 番 齋藤 富子

1 1 番 篠木 秀彦

5 番 福岡 達則

1 2 番 石井 清巳

6 番 飯山 敏行

1 3 番 関根 幸子

7 番 新井 孝美

1 4 番 荻野 透

8 番 鈴木 隆

1 5 番 臼倉 明久

9 番 田中 幸夫

5 欠席委員 なし

6 議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議事録署名人の選任

第 3 書記任命

第 4 議 事

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件

議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定に基づく
農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について (照会)

7 転用等届出受理報告

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の件

報告第 2 号 農地改良受理後の工事完了届について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 平野 麗子

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

ただいまより八潮市農業委員会3月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とあります。在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席は15名でございます。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。

委員の皆様には陽気がよくなりご多用な中を3月総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

もう聞き及びかと思いますが、10月に毎年行っております市民まつりは中止ということになりました。今の陥没事故の余波というか、影響が市業界、市行政の中には続いておりまして、一日も早い救出がなされることを願うばかりでございます。

備蓄米の話がありまして、昨年未来スーパーでお米の値段が上がっております。2025年の米作の作付意向調査を見ますと、食料米の高騰が影響しているのか、主食米の作付が増えております。24年の実績と比べまして2万3,000ヘクタール増えておりまして、全体では128万2,000ヘクタールを主食米に作付するという意向が調査に上がっておりまして、それに反して飼料米は1万3,600ヘクタール減りまして、全体で8万5,100ヘクタールになっているそうでございます。飼料米を作ること自体が少なくなってきたのですか、結構カメムシとかの被害が出て、あれは飼料米用の品種を作らないと補助は出ないのですか。

○3番（大塚一宏委員） いや、そんなことはないです。なかった場合は代わりに食料米を出すみたいなことを言っていました。

○議長 そうですか。飼料米を作る農家さんが減ってこれから酪農とか、そちらの方向が影響が出てくるか、そういうふうな話があったそうでございます。我々としては主食である米がちゃんと適正な値段で食べられればそれでいいのでございますけれども、また秋から冬にか

けてスーパーにお米がなくなる、そういう騒動がないことを祈るところでございます。

余計な話をしましたが、幾つか議題もございますので、よろしくご審議のほどお願いいたしまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては、出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

それでは、ここで、資料の確認をさせていただきます。資料の不足、乱丁等がある場合には、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- | | |
|---|----------|
| ① 八潮市農業委員会 3 月総会次第 | A 4 |
| ② 八潮市生産緑地地区追加指定受付のお知らせ | (資料－ 1) |
| ③ 特定生産緑地地区受付のお知らせ | (資料－ 2) |
| ④ 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等 | (資料－ 3) |
| ⑤ 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定に基づく
農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見（依頼） | (資料－ 4) |
| ⑥ 令和 7 年度八潮市農業予算概要 | (資料－ 5) |
| ⑦ 2025 年農業委員会活動記録セット | |

こちらの中に入っている活動記録のページにつきましては、本市は独自の記録簿を使用しておりますので使わなくて結構です。農業委員会の業務につきましては、記載されているほか、相談を受けた際の記録や総会などの記録、スケジュールの記載など便利に使用できるものとなっておりますので、引き続き活動記録セットをご活用いただきますようお願いいたします。

- ⑧ かすかべのうりんナビ
- ⑨ 農業委員会活動記録簿（3 月～4 月分）

以上 7 点が資料となりますが、資料の漏れ等はございませんでしょうか。

ないようなので、次に、進めさせていただきます。

それでは、次第に基づきまして議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する。」とうたわれてございますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第 3 の議事録署名人の選任から次第 7 のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、着座にて失礼いたしまして、次第に基づきまして進めてまいりたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

8番、鈴木隆委員、9番、田中幸夫委員にお願いをいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第5号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件。

番号1、譲受人住所、氏名、〇〇〇番地、〇〇〇〇、譲渡人住所、氏名、〇〇〇丁目〇番地、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇〇、登記地目は田、現況は畑、地積は〇〇㎡になります。

権利の内容は所有権移転（売買）です。

申請事由は、農業経営の充実を図るということで、経営規模拡大でございます。

意思決定の根拠としまして、申請人の耕作面積は〇万〇〇㎡、従事者がご夫婦とお子さん夫婦合わせて4名、従事日数は540日となっております。所有農機具はトラクターが1台、耕耘機が1台、田植機が1台、コンバインが1台、防除機が2台などを所有してしまして、ネギ苗、トマト、イチゴなどを作っています。

次に、場所の説明をいたします。

市役所の〇側〇〇〇を〇〇します。〇〇〇の交差点を〇折し、〇〇〇線を〇に向かいまして、〇〇〇〇の交差点を〇折、〇〇方向に向かいます。〇〇〇を〇〇することになり、そのまま〇〇〇を〇〇進みまして、〇〇〇まで進みます。〇〇〇のその〇が〇〇〇で、図のよう

に網かけをした部分が申請地です。

1枚めくっていただいて3ページ、こちらが〇〇の側から撮った写真ですが、このような状況です。

3条の許可要件についてご説明します。

申請地を含め所有している農地、または借りている農地の全てを効率的に利用すること、全部効率利用要件と申請者または世帯員などが農作業に年間150日以上従事すること、常時従事要件、また、申請農地の周辺の農地利用に悪影響を与えないこと、地域との調和要件でございます。

今回、申請地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを効率的に利用する全部効率利用要件を事務局で確認するため、〇〇以外の農地台帳記載の〇〇と〇〇に記載の農地について現地の農業委員会事務局に照会いたしました。

〇〇については支障ない旨回答いただきましたが、〇〇における農地について、1か所〇㎡が管理状態、遊休農地状態に近い状態であり、その旨申請者に確認をいたしましたところ、是正の意思があることが回答されましたので、これについてご報告いたします。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の7番、新井孝美委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

20日に現地調査を行ってまいりました。3ページの写真のように北側からしか進入できなくて、見たところ草の刈り取りは済んでいます。耕うんすれば耕作のほうはできるんですけども、一番奥の家の周り、前回申請した場所であって、3条で申請したところだと思うんですけども、チップを敷き詰めてある状態で、今回の申請する場所もこれをまた敷き詰めるのではないかと、そんなような想像をしております。申請場所に対しては大丈夫だと思うんですけども、そういう可能性があるということです。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局と7番、新井孝美委員より農地法第3条の規定により許可申請許可の件につきまして説明がありました。何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

○3番（大塚一宏委員） 33番、33番となるとその隣の、前に許可した場所だね。そこがチップを敷いてあるということですか。

○7番（新井孝美委員） 器械は前の入谷の臭いが出たところから別のところ、今この案件場

所の脇に置いてあって、ユンボとクランプが置いてあって、チップは住まいのほうの脇にあるんですけども、山になって、それを運んでいるようです。

○3番（大塚一宏委員） 運んでいるの。

○議長 その脇に、33のところを耕作しているということ。

○7番（新井孝美委員） 耕作はしてないです。

○3番（大塚一宏委員） してないんですか。

○議長 ご意見はございますか。

12番、石井委員。

○12番（石井清巳委員） 12番、石井です。

申請人は結構いろいろなところを、こうやって土地を買っているんですけども、農業拡大と言っても、ほとんどは畑とか田んぼをやらずに、何かほかの目的があるような感じで買いあさっているようなのです。どうですか。

○7番（新井孝美委員） いや、私には、それは分かりません。

○議長 ただ、従事者4人で家族労働でしょうから。

○3番（大塚一宏委員） 2町。

○議長 2町か。

6番、飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） 6番、飯山です。

すみません、これ、畑、周りに、民地に、畑とか田んぼとかよく見えないのですけれども、もし新井さんが懸念しているようにウッドチップを奥に引っ張られちゃうと周りに迷惑がかかるのかなと思います。

○7番（新井孝美委員） 写真の手前側、フェンスがあると思うんですけども、ここは用水の堀があります。チップは、番号が振ってあるのは西側になるのですけれども、柵を打ってあって隣は水田になっています。東側、フェンスがあるほうは、こっちは農地のまま引っこらないので、苦情が出るとすれば西側。

○6番（飯山敏行委員） 西側、水稻をやっているんですか。

○7番（新井孝美委員） 渋みたいので中干しのときに流れ込んで影響を受けるか分かりませんけれども。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。

○議長 今回申請は34番ということで、今は草を刈った状態になっているということ。

○3番（大塚一宏委員） 今の写真のとおり。

○7番（新井孝美委員） きれいなのはきれいです、耕うんすればできる状態に。

○6番（飯山敏行委員） いやいや、ウッドチップになっていますから……

○議長 3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） これは何を作るとかというのは、予定としては、そういうのを書くんだよね。一応気がつく何か不思議な点というのは、まず、ここへ持っている機械が田植え機とコンバイン1台ずつとあるのですが、田植え機へ乗っているのをここ20年くらい見たことがないし、コンバインも乗っているというか、稲刈りは全部誰かに頼んでやってもらっていたのだよね。私が見たとき、もう20年前くらいから見ているのですが、もっと前か、ほとんどやってもらっていたよね。間違いなくここ10年間は自分では植えるのも植えたことがないし、また、家族もやったのを見たことがないし。

○7番（新井孝美委員） ○○は、○○の農業委員さんに委託で米をやっているよね。

○3番（大塚一宏委員） ただ、別に動かなくても持っていると言われれば。ただ見たことはないんですけども。それも怪しい点と、経営の拡大と言っても、本当にさっき飯山委員が言ったように、区画は一応作っています、地元では。要するに下ごしらえというか、うなったり、代をかいたり、あと管理、ほとんど管理というよりただ見るだけだろうけれども、そういうことは自分でやっていて、あと植えるのと稲刈り、調整はやってもらっているのは間違いないです、八條の農地は。

6反……、もっとある。33番のところが、そこも耕作、何年前、2年前、二、三年前だよね。

○7番（新井孝美委員） そんなにたっているようには、まだ。

○議長 去年ではないか。

○6番（飯山敏行委員） 33番の土地というのは山になっているんですか、ウッドチップが。

○7番（新井孝美委員） 平ら、ばれないように平らなんです。

○3番（大塚一宏委員） それって農業ではないよ。

○7番（新井孝美委員） 資材置場ですね。

○3番（大塚一宏委員） 産廃だよね。

○議長 あれは産業廃棄物だよね。

○7番（新井孝美委員） 堆肥にするという。

○3番（大塚一宏委員） 作付ではないよ。

○6番（飯山敏行委員） 堆肥と産業廃棄物とそのグレーゾーンというか、これは堆肥だと言われたら堆肥になっちゃうかもしれないし、これはウッドチップと言えよ。

○3番（大塚一宏委員） 堆肥をまいているんだというふうに。

○6番（飯山敏行委員） 悪臭は出るし、隣の農地の方から苦情がくるので。

○2番（鈴木新一委員） 耕作しているのを見たことがない。

○6番（飯山敏行委員） そうでなければ、雑種地にして、高い税金を払ってやればいい。

○3番（大塚一宏委員） あと○○で是正するところがあるっていうので、それを是正をちゃんとして確認してからでもいいと思います。差戻しもありかなという気はしなくはないです。これは私の意見ですが。

○6番（飯山敏行委員） いや、ウッドチップだらけになっちゃって。

○議長 どうしますか。今大塚委員が言ったような、○○○で問題になっているので是正の意思があるので確認してからにするのか、その様子を見てから、一応これを許可して成り行きを見守りますか。

○2番（鈴木新一委員） ちなみに、○○○○の西側、あれも3条で入れたのですね。

○3番（大塚一宏委員） そうです。

○2番（鈴木新一委員） あれは何も作付したのを見たことがない。

○3番（大塚一宏委員） いや、刈って、稲は作りましたね。作ってもらったというか。

○2番（鈴木新一委員） 刈り取りしてない、そのまま、そんな感じがする。

○3番（大塚一宏委員） 刈り取りはできなかったというか。

○2番（鈴木新一委員） 松之木の人からちょっと苦情が出ている。

○6番（飯山敏行委員） 私担当なんですけれども、行って、ウッドチップで土地の状態が悪いです。臭いし、すごい臭い。

○議長 これは○○○○の西側の。

○3番（大塚一宏委員） 臭いも何か入谷地域では苦情、周りの人から言っているという話は聞いています。

○6番（飯山敏行委員） 一応河川のほうに、○○さんが言っていたんですけれども、河川のほうで……

○3番（大塚一宏委員） ああ、前、問題になったよね。

○6番（飯山敏行委員） 周りから臭いの苦情が。

○3番（大塚一宏委員） もしくはチップを置かないという条件つきで、耕作するという条件つきで。経営規模って、どっちの経営だと言いたくなる。

○2番（鈴木新一委員） ○○○○○○○○の。

○3番（大塚一宏委員） そうすると3条ではないよね。

○2番（鈴木新一委員） 3条ではないです。

○5番（福岡達則委員） 農地ではないよ。

○3番（大塚一宏委員） 5条で、そうすると環境……、そっちのほうで。

○議長 8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

今大塚委員が言ったようなウッドチップを置かないという条件付きのオーケーというのは

できるのかどうか、事務局さんに聞きたい。

○議長 事務局、いかがですか。

○8番（鈴木 隆委員） あまり条件つきってないよね。

○3番（大塚一宏委員） チップを置く場合は3条で通るのか、それとも5条の転用なのか。

○6番（飯山敏行委員） 私の個人的な意見、雑種地にして堂々とやればいい。周りに迷惑がかからないように。

○事務局 先ほど鈴木委員さんから質問がありました3条許可に条件を付けるということにつきましては、農地法3条の許可自体が農地を農地のままでの所有権などの権利移転ですので、皆様からお話があったようなウッドチップを置くなどのような用途は想定されていませんので、条件とするにはふさわしくないというのが一つと、今回の申請内容が農地を農地のまま許可、所有権などの権利移転というところが許可申請の目的ですので、農業委員会事務局として皆様にご説明を差し上げたとおり、許可の要件として審査すべき全部効率利用要件と農作業常時従事要件、また地域との調和要件の3つの中で問題があるということであれば、その旨を申請者に対して返すということになります。

今のところ、全部効率利用要件の部分で是正すべき内容が判明しましたので、許可申請者に対して今の状況だと許可の見込みなしということで対応しましたところ、であれば、是正するということで返っていますので、許可は受けたい方向と言いますか、今のありていの状況で許可を受けられないのだったら、許可は要らないというわけではなくて、ある程度是正の意思は示していますので、農業委員会の意思として、チップの堆積が問題ということの皆様がご心配されていまして、今お話をした地域との調和要件というところに引っかかるかなと思いますので、地域との調和要件で皆さんご心配されているということに対して書類なり計画なりを出していただくというのも一つの方法かなとは思っております。

○8番（鈴木 隆委員） 例えばそれで許可、オーケーが出ました。チップを置きました。そしたらそれは違反ということで、農業委員会のほうから違反ですよというのは出せるんですよね。

○事務局 はい、おっしゃるとおり、チップを置くとなると、皆さんがお話をされていた資材置場なのか、それとも産業廃棄物なのか、とにかく農地利用ではないということであれば、農地の違反転用状態ということになりますので、農業委員会が指導に乗り出すということになると思いますが、特にこういった形で皆さんが気にされている土地ですので、許可のケースよりもより慎重というか、頻繁に注意は届くのかなと思います。

○8番（鈴木 隆委員） なるべくであれば違反しないような方向にしていただければありがたいんだけれども、置かれちゃった場合は今農業委員会ですったとおり、違反ですよという連絡をするしかないですね。

○事務局 そうですね、適正な指導をします。

○8番（鈴木 隆委員） 分かりました。

○議長 ありがとうございました。

ほかにございますか。

飯山委員。

○6番（飯山敏行委員） お聞きしたいのですけれども、事務局的にはどうなんですか。ウッドチップに関しては要するに農地改良剤としてみなしているのか、それとも産業廃棄物としてみなしているのか、どのようなスタンスで考えているのかなと思ひまして、あまりにも私たちは何回も許可申請を農業委員会のほうから出しているから、許可は出しますけれども、裏切られている部分、周りから苦情があります。なぜこんなものを許可したんだというような苦情をいただいているので、見解として、どう見ているのか。

○議長 答弁、事務局。

○事務局 おっしゃるとおり、堆肥、農業用の土壌改良剤を入れているというふうに言われてしまえば、違うのではないですかと事務局としては正直言えないところです。ただ、物理的に「堆肥なんです」と主張をされていたとしても、例えば発酵が全く未熟で悪臭を生じるだとか、キノコが生えているだとかというふうな状態。一般的に堆肥は完熟した状態のことで、土になっている状態が指されると思いますので、結局主観的なところになるかもしれないのですが、本人は堆肥だと思っていると言って敷き詰めていても、多くの近隣の方がこれは堆肥ではなくて、作成途中の産業廃棄物なり資材なりというふうな、土壌改良剤ではないと判断するのであれば、それは農地改良の範囲ではないというふうに思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

○6番（飯山敏行委員） 分かりました。

○7番（新井孝美委員） それか、南風が吹くから、におう。

○6番（飯山敏行委員） すぐそばに〇〇〇〇がありますから、こちらのほうから苦情がくるのではないのか、いずれ。

○3番（大塚一宏委員） 真後ろですからね。

○議長 はい。

○11番（篠木秀彦委員） すみません、11番です。今言われたチップにしているものは、産業廃棄物なんですか。それともそれは農家から出たものですか。

議長 完熟して堆肥状態になっていれば堆肥なんです。

○11番（篠木秀彦委員） 出元はどこですか。

○2番（鈴木新一委員） 〇〇〇〇さんなので、剪定枝を原料にしています。

○11番（篠木秀彦委員） 事業で持ってきているものですか。

○2番（鈴木新一委員） それを砕いて。

○11番（篠木秀彦委員） そうすると転用というのは、申請上違うことを言っているんですか。農業をやるといのは。

○2番（鈴木新一委員） 今までもほかの物件で疑問があるのです。

○11番（篠木秀彦委員） 申請人は法人で商売をなさっている。事業をしている。そっちのものを農地に用いていこうということを予想されている。

○5番（福岡達則委員） 農地として、ただ、例として堆肥、土壌改良剤を置いているのなら、それでいいのではないですかという話ですね。

○11番（篠木秀彦委員） 私が言いたいのは、事業でやったものを持ってきたのはまずいのではないかということです。

○2番（鈴木新一委員） ただ、それが堆肥だと言われれば、違うでしょうとは言えないものである。

○11番（篠木秀彦委員） 置いて販売しているのですか。

○2番（鈴木新一委員） 販売はしていない。

○11番（篠木秀彦委員） そしたら堆肥と言えない。

○2番（鈴木新一委員） 販売するというのはそれを関連の会社が売っている。

○7番（新井孝美委員） 家庭菜園とかで無料配布、ストックしておく場所があつて。

——— 委員より意見多くあり ———

○議長 住民から苦情が出ないような形で耕作してもらえば。

○7番（新井孝美委員） やらないとは言っていないです。新しく枝を持ってきて粉碎しているかというとは分からないのですけれども、ストック場所、住まいのそばの、そこから運んでいる状態、たまには枝とか切ったやつが道に落ちている、ブルーシートをかぶせて運搬とかすると思うんですけれども。

○2番（鈴木新一委員） ほかの物件を見ても、そういう3条で取得したものの管理状況を見ても、そういう状況なので、また同じようなところになるでしょうという、周りの調和要件に欠けるのではないですかということです。非常にそのリスクが高い。

○11番（篠木秀彦委員） 飯山委員が言うように雑種地にしてというのはいいんじゃないかと思います。

○議長 ほかのところでも3条で農地を買って、チップというか、枝など粉碎したものを置いてそのままにしている。別にそこを耕作しているわけではないし。

○3番（大塚一宏委員） ○○○○の西側は今でも置いてある。

○6番（飯山敏行委員） 敷き詰めてありますよ。

○8番（鈴木 隆委員） 敷き詰めてあって、それを耕耘したりはしないのですから。ただ、積んでいるだけの置場なんだ。

○議長 湿田だよな。

○6番（飯山敏行委員） 湿田ですね。春、いい臭いがしますよ。

○2番（鈴木新一委員） せめて3条で取得したところをちゃんと耕耘してくれたら。作付しないまでも、ちゃんと耕耘しているのだったらいいんだけど。

○3番（大塚一宏委員） 今回申請された隣の場所も作付されてないと思いますよ。

○議長 粉碎チップを敷かない、作付しないということのないように、栽培計画を、その結果によって考えるのはどうか。

——— 委員より意見多くあり ———

○3番（大塚一宏委員） 5年間の計画書を出してもらうというのは。

○議長 どうですか、皆さん。こういう形が。

○8番（鈴木 隆委員） どんどんオーケーが出るような。

○3番（大塚一宏委員） 同じようなものが、どんどん増えていく。

○議長 事業をやっているしね。

○8番（鈴木 隆委員） そう、倍増していきただけだ。それを1回ストップをかけておいて、駄目だみたいなのをやっておかないと駄目なのかと思いますね。

○2番（鈴木新一委員） 正直、管理能力がちょっと遅れるんですね。

○8番（鈴木 隆委員） だから、さっきも言ったけれども、トラクターで1年に1回でもうなって畑らしくなっていればいいけれども、畑ではないじゃないですか、産業廃棄物置場になっているということだと思うんですけどもね。

○議長 粉碎した、枝葉の粉碎したものを敷かない、そして栽培計画を出していただく、この2点で何とか。それとも近隣の所有者の合意を出してもらう。

○7番（新井孝美委員） 北側は駐車場で、民家が何件かあって、西側は水田があって、被害を及ぼすような感じは中干しのときがあるのかなという感じで。

○議長 はい。

○事務局 事務局のほうにだけ農地法3条の許可申請書のつづりがあって、皆様にご説明が届きづらかったから大変申し訳ないのですが、農地法3条の「農地を農地のままの権利移転」の申請書の中に、周辺地域との関係状況についての申請者から書いていただく欄があります。今回、申請に対しましては「売買契約を締結した方は現況畑として利用されており、所有権移転後も同様に畑として利用し、また、隣接境界には土留めが設けられているため、周辺農地の農業上の利用に影響が生じないと考えられる。また、農薬の使用についても地域の合意基準に従い耕作を行う」というふうに記載がありますので、こちらに土壌改良剤としての堆

肥の使用に関する字句を特に記載していただくということも、皆様のご心配を反映させる…
…、もちろん申請者が対応すると言うかどうかということが一番なので、申請者がそんなことは書けませんと言ったら不許可になるんですけれども、そういったような指導をすることは可能です。

○議長 それでいいんじゃないの。要するにチップを置かないで、それでいいですよ。それで
是正すると言ったら許可するしかない。やるかやらないか、分からない。

○事務局 そうですね、許可申請に対して理由もなく不許可ということにすると行政手続法上
こちらの瑕疵になりますので。

○議長 では、それをやりましょうよ。

○8番（鈴木 隆委員） ○○のほうはちゃんと確認したほうがいいですよ。

○議長 本当は写真を見せたいんだけど、ちょっとひどい状態でした。

○8番（鈴木 隆委員） ああ、そうですか。

○事務局 ○○の農業委員会事務局から提供された情報を基に現地は確認するということで代
理人とは話をしましたので、そちらは事務局のほうで確認することは決まっております。

○議長 では、そのような形でよろしいですか。

——— 委員より異議なし ———

○議長 では、その形でやっていきます。ありがとうございます。

◎議案第6号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 それでは、続きまして、議案第6号の1、農地中間管理事業の推進に関する法律第19
条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件について、事務
局より説明をお願いいたします。

○事務局 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農
用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件、番号1、借受人住所、氏名は○○○、○
○○○、貸付人住所、氏名、○○○、○○○○、土地の所在、○○○ないし○、地目は全て
畑、現況も畑です。地積につきましては○○㎡、○○㎡、○○㎡、都合○○㎡。権利の内容
といたしましては賃借権（設定）6年間。申請事由といたしましては農業経営基盤強化促進
法に基づく利用権設定の継続です。

申出承認の根拠といたしましては、○○○○さんは認定農業者でして、農業専従者は2名、
年間従事日数は330日と250日がそれぞれ1名ずつ、現に耕作に供している農用地の面積が
○万○○㎡、所有の農機具が耕耘機が3台とトラックが1台でございます。

こちらにつきまして資料4をご覧くださいでしょうか。

資料、市のほうから、農用地集積等促進計画（案）に係る意見照会についてといった依頼があったことから、こちらの審議をするものでございます。

内容といたしましては、旧農業経営基盤強化促進法の利用権設定の更新です。

農業経営基盤強化促進法が令和5年に改正され、利用権の設定を用いました農地の貸し借りにつきましては、令和7年4月1日以降は全て農地中間管理事業の推進に関する法律に定める農用地利用集積等促進計画に基づく農地中間管理権もしくは経営受託権の設定もしくは移転もしくは農作業の委託を受けて、または賃借権、使用貸借による権利もしくは経営受託権の設定もしくは移転もしくは農作業の委託を行おうとするときは農林水産省令に定めるところにより農用地利用集積等促進計画を定め都道府県知事の認可を受けることとなります。

埼玉県におきましては、農地中間管理事業を行うのが農林公社でございますので、埼玉県が定めた手引の中で、市町村がこちらの促進計画の案を定めた場合は、市の農業委員会に対しまして、こちらの資料4の裏面に定めてある、ちょっと参考資料を入れたのですが、8項目の事項について意見を定めることと定めておりますことから、今回皆様方にお諮りしたようなところでございます。

長くなりましたが、かいつまんで言いますと、農業経営基盤促進法が改正されましたので、農地中間管理権などの設定を同じように設定するというような事業で、ただ、期間が5年ではなくて、6年となりますというものでございます。

説明が長くなって申し訳ございません。

場所の説明をいたします。

1枚めくっていただいて、5ページでございます。こちらが八潮市役所の○側の出口を出まして、すぐ○折して○方向に向かいます。○○○を過ぎた○○を○折しまして、○○○の信号を○折、堤防に突き当たったところで○折してから堤防沿いにずっと走っていきますと中川周辺農地に到着しますが、そこで中川周辺農地の中道と新堤防沿いに行く道と分かれるところで新堤防沿いをそのまま進み、○メートルほど直進した○○○と○○さんの自宅の向かい側を、ご覧のように着色した場所でございます。

現地の様子は、1枚めくっていただいて8ページの左側6号ー1の現況写真の状況でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

それでは、同議案につきまして、地区担当の14番、荻野透委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○14番（荻野 透委員） 14番、荻野です。

左下の写真と、雪がまだ残っているのですけれども、先週金曜日と25日に確認してきました。トラクターできれいに耕してありまして、これから作付するような形でありましたので問題はないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と14番、荻野透委員より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件につきまして説明がございました。何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

ございますか。よろしいですか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第6号の1について、原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。本案は原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第6号の2、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、6ページ目をご覧ください。

議案第6号、番号2、借受人住所、氏名が〇〇〇、〇〇〇〇さん、貸付人住所、氏名が〇〇〇、〇〇〇〇さん、土地の所在が〇〇〇、登記地目が畑、現況も畑、面積は〇㎡です。こちらにつきましても同様に権利の内容が賃借権の6年間です。申請事由も利用権設定の継続です。

申出承認の根拠につきまして、〇〇〇〇さんは認定農業者でして、農業専従者が4名です。年間従事日数が330日が2人、30日が2人です。現に耕作に供している農用地の面積が〇〇㎡、所有の農機具が耕耘機が2台、トラクターが2台、トラックが1台でございます。

1枚めくっていただいて、7ページをご覧ください。

場所の説明といたしましては、先ほどの議案第1号の土地のすぐ〇側でございます。

現地の様子につきましては、8ページ目の②、6号ー2現況写真というような状況でございます。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当の11番、篠木秀彦委員より、現地調査の結果並

びに補足説明がございましたら、お願いをいたします。

○11番（篠木秀彦委員） 先日事務局より連絡がありまして、現地確認、利用権設定の継続ということで上がっているということで現地調査をしてほしいということで現地に行きました。行って見てきたところ、きれいに整地されていまして、今後農作業の意欲がかなりあると思いますので、問題ないと思います。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と11番、篠木秀彦委員より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の件につきまして説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてから発言をお願いいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思います。

議案第6号ー2について原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第の9ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届につきましては、記載のとおり、共同住宅敷地、住宅敷地それぞれ1件の合計2件の届出を受理いたしました。

続きまして、次第の10ページをご覧ください。

報告第2号 農地転用許可後の工事完了届につきましては、昨年1月に許可が下りました八條の資材置場については3月10日、同じく昨年10月に許可になりました八條の個人住宅につきましては3月11日付でそれぞれ工事完了報告があったものでございます。

報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後数分間、届出の内容を確認する時間を設けますので、お目通しをお願いいたします。その後で質問がありましたらお願いをいたします。9ページから10ページで

ざいます。

——— 資料確認 ———

- 議長 そろそろよろしいでしょうか。転用等届出受理報告につきまして何かご質問がございましたら、挙手にて議席番号、氏名を述べてから発言をお願いをいたします。
- よろしいですか。

——— 委員より意見なし ——

- 議長 なければ、転用等届出受理報告は終わりといたします。

◎その他

- 議長 続きまして、次第7のその他にまいります。

その他につきましては、報告事項が3件、協議事項が2件、依頼事項が2件ございます。

——— 公園みどり課職員入室 ——

- 議長 最初に、公園みどり課よりお知らせ事項が2件ございます。

ただいま公園みどり課の内海課長と峰川さんにご入室をいただきました。

それでは、生産緑地地区の追加指定の受付について、続けて、特定生産緑地地区の指定受付について、説明をお願いいたします。

- 公園みどり課長 皆さん、こんにちは。公園みどり課の内海でございます。

日頃より農業委員の皆様におかれましては、公園緑地行政の推進につきまして多大なるご支援ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、令和7年度における生産緑地の追加指定、また、特定生産緑地に関しましてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、担当より説明をさせていただきます。

- 公園みどり課 公園みどり課計画係の峰川です。着座にて説明させていただきます。

まず、右上に「公園みどり課農業委員会説明資料1」と記載された八潮市生産緑地区追加指定受付のお知らせから説明いたします。

指定要件をご覧ください。

生産緑地地区に指定できる農地は下の3つの要件になっております。1つ目は、生産緑地法第3条第1項及び第2項に規定するもの、2つ目は、現に農業の用に供されているもの、3つ目は、道路に接しているもの、以上に該当する一団のものの区域となります。

次に、指定しない農地をご覧ください。

指定要件に関わらず、記載されているいずれかに該当する農地については、生産緑地の指

定を行わないものとします。代表的な事例としましては、（４）生産緑地法第10条の規定に基づく買取りの申出があり、行為の制限が解除されたもの、（５）仮換地の指定により仮換地の地積が300平方メートル未満となるもの、（６）農地が道路に接する部分が長さが2メートル以上確保できないもの、または塀などにより道路側から農地を目視できないものとなります。

下側の受付期間をご覧ください。

受付は、4月1日火曜日から4月30日水曜日までの期間で、土日祝を除く平日8時30分から17時15分まで、公園みどり課の窓口で受付を行います。

なお、追加指定を希望される場合は事前相談が必要となります。その内容につきましては、3月10日の広報やしお、そして八潮市ホームページに掲載しております。

もしこちらの追加指定につきまして、農業委員会の皆様に対しご相談などがございましたら、市役所の公園みどり課までご案内をお願いいたします。

続きまして、説明資料2の特定生産緑地地区の指定状況と最終手続についてをご覧ください。

1、これまでの市の取組の手続の経過等について説明します。

市では、平成8年に指定した生産緑地が30年（申出基準日：令和8年5月10日）を迎えるに当たり、所有者へ意向確認を行い、特定生産緑地の指定手続を令和6年度より実施し、第一期が終了しております。

なお、令和7年度の第二期は最終の手続となり、土日祝を除く4月1日から4月30日まで申請書の受付を行います。

つきましては、平成8年指定の生産緑地の所有者で、特定生産緑地への指定意向のある旨のご相談を受ける際には上記の受付期限に受付を済まされるようにお知らせください。

なお、申出基準日を過ぎた後の特定生産緑地指定はできなくなるため、平成8年指定の生産緑地の所有者で指定意向がある旨のご相談をする際には、令和7年4月30日水曜日までに必ず申請を行うようお願いください。

下の図は、これからのスケジュールとなっております。

次に、参考になります。裏面をご覧ください。

第一期、令和6年度の意向状況ですが、今回の指定対象となる生産緑地の地区数は31地区、面積は5万78.10㎡、所有者数は37名となっております。そのうち令和7年3月末時点の意向状況としまして、特定生産緑地の指定申請が出された地区数は22地区、面積3万5,130.55㎡、所有者数は26名となっています。そのほか買取り申出や生産緑地継続の意向を出されている方、また検討中などの内訳は以下のとおりとなっております。

なお、対象生産緑地の地区数及び所有者数の対象者数と意向状況の合計に差があるのは、

生産緑地 1 地区が複数の筆で構成されている場合があり、1つの地区で複数の申請が上げられているためとなります。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。

ただいま 2 件の説明がございました。これにつきまして、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べてからお願いいたします。

2 番、鈴木委員。

○2 番（鈴木新一委員） 指定しない農地の中の（5）番ですけれども、これは1筆ではなくて、一団の農地として300㎡、複数の筆で一団の農地として300㎡以上あれば指定は受けられるという解釈でいいのですか。

○公園みどり課長 基本、生産緑地法では500㎡という最低基準がありますが、この基準の下限は市で設定できるということで、八潮市は300㎡になっていますが、ご質問のばらばらの農地や接している同じ街区の中でしたら、1筆100㎡以上あれば、3つで300㎡になれば大丈夫だという規定になっています。

○2 番（鈴木新一委員） はい、分かりました。

○議長 ほかにございますか。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、公園みどり課の職員の皆さん、ありがとうございました。

——— 公園みどり課職員退室 ———

○議長 次に、協議事項、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料3をご覧ください。

こちらは令和7年度最適化活動の目標の設定でございます。

こちらは、今月末の締切りで、埼玉県農業会議に提出し、同じ内容のものを来月下旬までに埼玉県に提出するために作成したものでございます。

ちなみにこちらですが、令和4年度からの目標と実績というところで、全国農業会議所のホームページで、全国の農業委員会の内容を閲覧することができます。

昨年度と同様に、項目の設定の仕方に従い作成したものが資料3でございます。

内容について順に説明してまいります。

まず、最初のページ、農業委員会の状況といたしますのが、定数と実数は実際の数字でございます。

2 番の農家・農地等の概要につきましては、これは直近の農林業センサスですので、昨年

度のものを数字は同じで、2020年農林業センサスの結果の数値を転記するようになっていきます。ですので、毎年お配りしております八潮市の農業ニュースなどの数字とは少し違ってまいります。

右端のほうに認定農業者の欄がありますが、現在八潮市認定農業者は44経営体、また、下に基本構想水準到達者4名というのがございますが、同規模で農業経営されていますが、以前、認定農業者で、その後更新時期に更新しなかった方です。更新をしなかっただけで、農業経営の状況につきましては基準相当に到達しておりますのでカウントしているというようなところです。

一番下に耕地面積がございますが、こちらについても統計調査に基づいた数値を入れるようになっております。

1枚めくって、裏側をご覧ください。

裏側の2番目、最適化活動の成果目標としまして、まず(1)農地の集積、①現状及び課題というところで、管内の農地面積につきまして、こちらはあらかじめ入力がされております。5年度と同じです。これまでの集積面積につきましては24ヘクタールでございます。24ヘクタールの根拠数値は、認定農業者の方と先ほどの基本構想水準到達者さんの経営面積の合計で、こちらを割り返すと集積率16.9%でございます。課題といたしましても昨年度同様、経営規模拡大の意向を示す農業者が少なく、地域就農促進に向けた取組が必要、一方で、市街化区域内の区画整理事業における減歩や生産緑地地区の相続に伴う買取り申出などの要因もあり、集積面積が増えない側面もあるとしてあります。

②の目標です。

農地の集積の目標年度が令和15年となっている、集積率は56%とありますが、こちらにつきましては、埼玉県で基本方針の目標というのを令和5年度に設定しておりまして、期間がおおむね10年、集積率については56%と定めておりますのでその数字を転記してあります。実際はここまで到達するのには八潮市にとってかなり厳しい数値で、実現不可能と言ってもいいくらいということですが、ここはマニュアルにのっとって書きました。

そうしますと、その下の本年度の新規集積面積が5.22ヘクタールというのがありますが、これも県の目標年度と集積率が決められているので、ここから逆算すると自動的にこの数字が入ってくるものでございます。今年度の集積面積ほかは自動で採取されて、この数字しか入りません。

(2)の遊休農地の解消、①現状及び課題としまして、まず、現状としまして、遊休農地面積は2.77ヘクタール、緑区分の遊休農地といいますのが、草刈り等で解消されて耕作が可能になるような農地でございます。隣の黄色区分といいますのが、重度の遊休農地で、木などが生い茂っていて、現状に復するのに重機など基盤整備をしないと畑にできない農地を

指しますが、八潮の農地は全て遊休農地は緑と判断しております。

課題といたしましては、農業従事者の高齢化により耕作の継続が困難になった農地や非農家が相続により取得した農地が遊休化する傾向が見られる。注意を払う必要があるとしております。

次に、下にまいりまして、遊休農地の解消に向けた目標ですが、こちらにつきましても自動で入ります。令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積が1.3ヘクタールでございましたので、これがそのまま入ります。去年と変わらないです。

下の新規発生遊休農地の解消につきましては、遊休農地面積5分の1の面積が自動的にこちらに入るようになっております。

(3) 新規参入の促進についての説明をさせていただきます。

令和4年12月にベストライトという会社が中川の堤外で農地の賃借とか出ましたので、ここをカウントしまして、令和5年度新規参入者を1としてあります。農地法3条の利用権の設定の要件を満足するような新規就農者がいけませんので、法人の参入についても大部分が小規模農地で構成される地域の特性により困難な状況としてあります。

新規参入の目標の設定②番でございます。

こちらは令和2年度から4年度の平均値として面積を記入するので、こちら平均面積を0.59、その下の新規参入者への貸付によって農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、これが権利移転面積の平均の1割以上記入という決まりがありますので、0.59の1割以上で0.06ヘクタールと記載してあります。

こちらの最後が最適化活動の活動目標でございます。

こちらの1月当たりの1人当たりの目標日数は昨年に引き続き7日としてあります。ですので、皆様をお願いしています活動記録簿につきましては、8日分出してくださいとお願いしているところでございます。

次に、(2) 活動強化月間の設定目標、こちらにつきましても国からの指針で3回以上行うようにしておりますので、3回分記載してあります。下の10月、12月、2月とありますとおりです。

最後に、(3) 新規参入相談会への参加目標といいまして、こちら八潮市自力で行うということは現実的ではありませんので、国や県が主催する新規参入相談会というものに参加すれば実績として数えていいということになっていきますので、新規就農参入フェアを目標にしたいとしております。

長くなりましたが、資料3番の令和7年度最適化活動目標の設定等につきましての説明は以上です。この形でよろしければ県に報告して、全国の方も閲覧できるようになります。

よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局の説明につきまして、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、令和7年度最適化活動の目標設定等につきまして、案のとおり期日までに公表されますようお願いいたします。

次に、報告事項3件目、令和7年度八潮市農業予算の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料5についてご説明をさせていただきます。

令和7年度都市農業課の予算の概要についてご説明させていただきます。

歳入につきましては、前年とほぼ変わりませんので、歳出についてご説明させていただきます。

こちら歳出の内容としましては、人件費を除いたものになります。

初めに、農業委員会費といたしまして、昨年は768万7,000円予算がついたところ、本年度は797万7,000円、差額は29万円ですけれども、この29万円につきましては、農地台帳のシステムが、使っていますパソコンが古くなりましたので、その再セットアップの費用となります。

次に、農業振興費、こちらにつきましては令和6年度につきましては752万7,000円、令和7年度は711万4,000円、マイナス41万3,000円となります。主な要因としましては令和5年、6年で地域計画を策定しました委託料が、今年度で終わることになりますので令和7年度は予算要求してごさいません。それと令和6年度には農業近代化施設導入費補助金につきましては一度半額の230万円にされたのですけれども、その後利用状況とかによりまして、今年度は以前の額に戻りまして460万円、230万円の増額となっております。

次に、大きなところになりますと、ふれあい農業促進事業、こちらにつきましては令和6年度は501万1,000円、令和7年度につきましては783万3,000円、増額が273万2,000円ですが、大きな要因としましては市民農園の仮設トイレが老朽化により壊れて使えなくなりましたので、その入替えとしまして250万2,000円予算計上してごさいます。

下から2番目になりますが、農地費、幹線農業水利施設管理事業、こちらが古利根堰耐震対策事業費負担金、南部葛西用水三市連絡協議会負担金ほかとしまして、令和6年度につきましては403万3,000円、令和7年度につきましては418万3,000円、差額15万円なんです、こちらにつきましては耐震化の工事が本来ですと令和7年度で終了する予定だったのですが、1年延期をしまして、令和8年度まで工事がかかることになりましたものになります。

それから、すみません、もう一つ、八潮市農業経営者支援金給付金について、コピー用紙1枚ですね、こちらをご覧ください。

こちらは、令和3年度と4年度にもやりました給付金になるんですけども、趣旨としては、現在、原油価格、物価高騰が見られる中、肥料や農業資材などが高騰しており、農業経営に深刻な影響を与えてございます。市では、こうした様々な影響を緩和するとともに、経営の安定及び生産意欲の向上を図るため、市内の農業経営者等に対し、支援給付金を給付するものでございます。

なお、こちらの給付金につきましては、地方創生臨時交付金を活用して交付するものでございます。

対象者につきましては、直近の農業販売収入額が年間50万円以上あり、市内に住所を有する個人農業経営者、もしくは市内に主たる事業所を有する農業法人を対象としてございます。

予算額につきましては、年間農業販売収入額50万円以上500万円未満の方につきましては給付金を5万円とし、想定件数85件、予算額は425万円、続きまして、農業販売収入額が500万円以上1,000万円未満の方は給付金が10万円、250万円、1,000万円以上の方につきましては給付金15万円、想定件数が10件、予算額は150万円、合計で120件の825万円を予定してございます。

なお、その他諸経費ということでこちら記載がございましたが、こちらは予算から除かれておりますので、こちらの経費につきましては直接経費として825万円となっております。

申請の方法につきましては、都市農業課の窓口にて提出をしていただくか、郵送で必要書類を添付していただく形になります。

引き続き裏面をご覧ください。

周知方法にしましては、個別通知、広報やしお、市ホームページ、農業団体を通じてご案内いたします。

過去の実績としまして、令和3年度、4年度に同じような事業をしてございます。令和3年度につきましては50万円以上販売収入がある方に対しまして一律5万円としまして、86件で430万円、4年度につきましては、現行と同じように販売収入額で区別をしまして、トータルで87件、570万円を交付してございます。

今後のスケジュールとしましては、5月に広報、ホームページ等で周知を図りまして、5月中旬から7月中旬を申請期間、8月から9月で交付をして、11月に事業終了するという予定になってございます。

説明は簡単ではございますが、以上となります。

○議長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、次回の日程につきまして、事務局、説明をお願いします。

○事務局 次回4月の総会につきましては、令和7年4月25日金曜日、午後2時より、この会議室3－4で開催いたします。4月25日金曜日、午後2時より、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

ただいま事務局より4月の農業委員会の総会のご案内がございましたが、それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたら、お願いをいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

先ほどの給付金の件ですけれども、この申請書はどうやって手に入ればいいのですか。

○事務局 申請につきましては、市役所から郵送でお送りいたします。もし郵便事故等によって届かない場合はこちらにご連絡いただくか、あとホームページでもダウンロードできるような形で申請書をアップする予定にしております。

○3番（大塚一宏委員） 別に頼まなくても。

○事務局 はい。

○議長 ほかにございますか。

特にないようでしたら、これにて議長の席を下ろさせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理にお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） 改めて、慎重審議ありがとうございました。

花粉と、それから黄砂に加えて、29日の夕方以降は最高気温が10度以上下がるようですので、体調に留意されるようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございました。

大変申し訳ないですけれども、もうちょっとお時間をいただきまして、五十嵐のほうからご挨拶をさせていただきますので。

○五十嵐主任 総会でお疲れの中お時間をいただいて、ありがとうございます。

3月31日付でこちらのほうを異動になりまして、4月1日から監査委員事務局というところに配置となりました。令和5年度から2年間、農業委員会でお世話になりまして、皆様に

いろいろ対応していただきながら、できたかどうか分かりませんが、お世話になったと思います。今度、監査委員事務局というところは4階になりまして、なかなか皆さんにお会いできる機会が少なくなってしまうかと思いますが、もし顔を覚えてくださったらお声がけいただければと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○事務局長 大変お疲れさまでした。これにて散会いたします。

閉会 午後3時 分